

# ※ 1 障害福祉サービス一覧

※難病等の方々も障害福祉サービス等の対象となっております。  
詳細については、福祉政策課障害福祉係までお問い合わせください。

## 障害福祉サービス一覧

介護給付	居宅介護 (ホームヘルプサービス)	自宅で、入浴、排泄、食事の介護などを行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、自宅で、入浴、排泄、食事の介護、外出時の移動の介護などを行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
	生活介護	常に介護を必要とする方に、主として昼間に、入浴、排泄、食事の介護などを行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する方が病気になった場合などに、施設で短期間（夜間を含む）、入浴、排泄、食事の介護などを行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い方に、居宅介護などの複数のサービスを包括的にを行います。
	施設入所支援	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護などを行います。
訓練等給付	自立訓練	自立した日常生活又は社会生活が出来るよう、一定期間、身体機能又は生活能力向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業などへの就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援	一般企業などでの就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。
	就労定着支援	障害者の就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整及び雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導等を行います。
	自立生活援助	居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題につき、定期的な巡回又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等を行い、必要な情報提供及び助言、関係機関との連絡調整等を行います。
	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
障害児通所支援	児童発達支援	未就学の障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
	医療型児童発達支援	肢体不自由児に児童発達支援および治療を行います。
	放課後等デイサービス	就学中の障害児に、放課後又は夏休み等の休業日において、生活能力の向上のために必要な訓練を行い、学校教育と相まって障害児の自立を促すとともに、社会との交流の促進等を行います。
	保育所等訪問支援	障害児に対して、保育所や児童が集団生活を営む施設を訪問し、集団生活の適応のための専門的な支援等を行います。
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を行います。